

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 有害図書類の指定 (青少年課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 二
- 保安林の指定 (森林整備課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 道路の供用開始 (同) 三
- 教育委員会
  - 県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 三
  - 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則 四
  - 県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 七
- 公安委員会
  - 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 九

## 告 示

○宮城県告示第六十九号  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アチック研究センター

一 代表者の氏名 服部 勉

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区米ヶ袋二丁目六番二・四〇一号

三 定款に記載された目的 この法人は自然環境下における微小生物の動態に関する基礎的研究を行うことにより、有用な科学知識の蓄積を図り、科学技術の振興に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年一月七日

○宮城県告示第七十号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	Hipp & Lip 2月号	(株)ワニマガジン社
二	雑誌	コミックホットミルク 2月号	(株)コアマガジン
三	雑誌	13941・02 愛の体験Specialテラックス 2月号	(株)竹書房
四	雑誌	11585・2 レディースコミックススペシャルアヤ 2月号	(株)宙出版
五	雑誌	09671・02 月刊桃色BUNBUN vol. 13	(有)国分堂
六	雑誌	87403・1 漫画ナツクルズ撃 vol. 09	ミリオン出版(株)
七	書籍	51115・24 ドラッグの教科書 4・88718・836・6	(株)データハウス

### 二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するため、青少年

年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七十一号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二二七〇〇一五	事業所の名称及び所在地 街喫茶をり 黒川郡大和町吉岡字館下四十七番	設置者名 特定非営利活動法人黒川 こころの応援団	廃止年月日 平成二十年 十二月三十一日
--------------------	---	--------------------------------	---------------------------

○宮城県告示第七十二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号 六十五	品目 果実等飲料	申請者の氏名 又は名称 あさひな農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 政悦	製造業者の名称 又は屋号 桔梗長兵衛商店	製造所等の所在地 巨理郡山元町山寺字牛橋一 九
八十四	アイスクリーム	ハートフルランド・ ジャージー牧場株式会 社 代表取締役 佐藤秋広	ハートフルランド・ ジャージー牧場株式 会社	大崎市田尻沼部字道祖神七 八・三
百二十	乾めん類	株式会社きちみ製麺 代表取締役 吉見光宣	株式会社きちみ製麺	白石市字本町四六

二 認証年月日

平成二十一年一月十六日

○宮城県告示第七十三号

県営中田南部地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の

規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年一月二十三日から平成二十一年二月二十日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

○宮城県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業田尻第二地区の換地計画を定めたので、同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年一月二十六日から平成二十一年二月二十四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び田尻総合支所

○宮城県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

石巻市雄勝町名振字二枚畑一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。字二枚畑一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年一月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 利府岩切停車場線  
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
仙台市宮城野区岩切字大前八七番七地先から	同市同区岩切字大前九二番一地先まで	前 三三・八	後 二六・〇
敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	四二・二	九一・〇

○宮城県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年一月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	登米市中田町浅水字荒神堂二六番一地从先から 同市中田町浅水字田向一二五番地先まで	平成二十一年 一月二十六日 午前九時
県道	中田栗駒線	登米市中田町浅水字新岡田一一二番地先から 同市中田町浅水字上川面一四七番一地从先まで	

教育委員会

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第一号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。  
第十八条の二を次のように改める。

(副校長等)

第十八条の二 学校に副校長、主幹教諭を置くことができる。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

第二十七条の六を第二十七条の七とし、第二十七条の三から第二十七条の五までを一条ずつ繰り下げ、第二十七条の二中「第十九条から前条までに規定する」を削り、同条を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

(主任等の設置の例外)

第二十七条の二 第十九条から前条までに規定する主任等(以下「主任等」という。)が担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、これらの規定にかかわらず、主任等を置かないことができる。別表第二中「南三陸町立入谷中学校」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月二十三日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第二号

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号口中「免許状の写し」の下に「副校長」を、「教頭」の下に「主幹教諭」を加え、同項第四号八中「履歴書」の下に「様式第二号」を加える。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

記 号 番 号

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

〇〇教育委員会 印

県費負担教職員 内申書

このことについて、下記のとおり内申します。

記

任 免 の 種 類	採用・昇任・転任(転採)・派遣・免職・退職・復職・再任用・兼務・大学院修学休業											
氏 名								性別	男 女	生年月日 (年齢)	年 月 日 (生 歳)	
職 員 番 号												
内	勤 務 校 名	郡 立				学 校						
	所 属 所 コー ド	市										
申	職 名	校長 01 ・ 副校長 15 ・ 教頭 02 ・ 主幹教諭 16 ・ 教諭 30 ・ 養護教諭 31 ・ 栄養教諭 37 ・ 助教諭 33 ・ 養護助教諭 34 ・ 講師 32 ・ 講師 (代) 49 ・ 学校栄養職員 (技術主幹 46 ・ 技術主査 56 ・ 技師 61) ・ 事務職員 (副参事 32 ・ 総括主幹 43 ・ 主幹 46 ・ 事務長, 主任主査 52 ・ 主査 56 ・ 主事 61) ・ その他の職員 ( )										
	職 名 コー ド											
申	給 料 月 額	教 医 行 政	職 給 料 表	級	号 俸	( 円 )						
	発 令 希 望 年 月 日	年	月	日								
現	勤 務 校 名	郡 立				学 校						
	所 属 所 コー ド	市										
在	職 名	校長 01 ・ 副校長 15 ・ 教頭 02 ・ 主幹教諭 16 ・ 教諭 30 ・ 養護教諭 31 ・ 栄養教諭 37 ・ 助教諭 33 ・ 養護助教諭 34 ・ 講師 32 ・ 講師 (代) 49 ・ 学校栄養職員 (技術主幹 46 ・ 技術主査 56 ・ 技師 61) ・ 事務職員 (副参事 32 ・ 総括主幹 43 ・ 主幹 46 ・ 事務長, 主任主査 52 ・ 主査 56 ・ 主事 61) ・ その他の職員 ( )										
	職 名 コー ド											
在	給 月 額	教 医 行 政	職 給 料 表	級	号 俸	( 円 )						
	発 令 年 月 日	年	月	日								
最 終 卒 業 学 校								卒 業 年 月	年	月	卒 年	
免 許 状 (教 科)												
内 申 事 由												
備 考	新 採 用 の 場 合	登 載 番 号 ( 新 卒 ・ 旧 卒 ・ 現 職 )							( 基 準 学 歴 )	( 推 定 年 数 )	年	
	転 任 ( 採 ) の 場 合	現 在 校 勤 務 年 数				年	月	日	か	ら へ		
	派 遣 の 場 合	派 遣 期 間		年	月	日	~	年	月	日		
	退 職 の 場 合	勤 務 年 数		年	月	( 教 頭 年 )						
	復 職 の 場 合	休 職 等 の 期 間		年	月	日	~	年	月	日		
	代 替 の 場 合	配 当 期 間		年	月	日	~	年	月	日		
	再 任 用 の 場 合	退 職 ( 予 定 ) 年 月 日		年	月	日	常 勤 ( 週 40 時 間 勤 務 ) 短 時 間 勤 務 ( 週 24 時 間 勤 務 ・ 週 16 時 間 勤 務 )					
大 学 院 修 学 休 業 の 場 合	修 学 休 業 期 間		年	月	日	~	年	月	日			

様式第三号を次のように改める。

様式第三号(第2条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

県費負担教職員 内申書

〇〇教育委員会 印

このことについて、下記のとおり内申します。  
記

任 免 の 種 類	分限(降任・免職・休職)・懲戒(戒告・減給・停職・免職)										
氏 名											
職 員 番 号											(男・女 歳)
処 分 内 容											
内 申 根 拠	地方公務員法 条 項 号 号 職員の分限に関する条例第2条 号										
発 令 年 月 日	年	月	日								
勤 務 校 名	都 市			立 学		校					
所 属 所 コー ド											
現 職 名	校長 01・副校長 15・教頭 02・主幹教諭 16・教諭 30・養護教諭 31・栄養代 49・学校栄養職員(副) 32・主任 46・技術主幹 43・主幹 46・技師 61・事務長、主任主査 56・主幹 61)・その他の職員 ( )										
職 名 コー ド											
在 給 月 額	教 医 行 ( ) 政			職 給 料 表		級 号 俸 ( )		円 )			
料	発令年月日 年 月 日										
内 申 事 由											
備 考	休 職 の 場 合 職員の給与に関する条例第23条 号 給 与 : 教育公務員特例法第14条 無給										
	病休期間: 年 月 日 ~ 年 月 日										
	期 間: 年 月 日 ~ 年 月 日(まで延長)										
	免 職 の 場 合			勤務年数 年							

(注)内申事由については、休職内申の場合にのみ記載すること。

様式第四号中、

甲 乙 丙 (次期昇給予定 . . . )

を

甲 乙 丙

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年一月二十三日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第三号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十二年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

「宮城県立盲学校

宮城県立ろう学校

第十四条中

宮城県立船岡養護学校

宮城県立養護学校岩沼高等学園

宮城県立養護学校小牛田高等学園」

「宮城県立視覚支援学校

宮城県立聴覚支援学校

宮城県立船岡支援学校

宮城県立支援学校岩沼高等学園

宮城県立支援学校小牛田高等学園」

に改める。

宮城県立盲学校

宮城県立ろう学校

宮城県立ろう学校小牛田校

宮城県立光明養護学校

宮城県立拓桃養護学校

宮城県立西多賀養護学校

宮城県立石巻養護学校

宮城県立気仙沼養護学校

宮城県立名取養護学校

宮城県立角田養護学校

宮城県立角田養護学校白石校

宮城県立迫養護学校

宮城県立金成養護学校

宮城県立古川養護学校

宮城県立船岡養護学校

別表第一の表中

を

宮城県立山元養護学校  
宮城県立利府養護学校  
宮城県立養護学校岩沼高等学園  
宮城県立養護学校小牛田高等学園

に改める。

別表第二を次のとおり改める。  
別表第二(第二系関係)

学 校 名

宮城県立視覚支援学校  
宮城県立聴覚支援学校  
宮城県立聴覚支援学校小牛田校  
宮城県立聴覚支援学校小牛田校  
宮城県立光明支援学校  
宮城県立拓桃支援学校  
宮城県立西多賀支援学校  
宮城県立石巻支援学校  
宮城県立気仙沼支援学校

宮城県立名取支援学校  
 宮城県立角田支援学校  
 宮城県立角田支援学校白石校  
 宮城県立迫支援学校  
 宮城県立金成支援学校  
 宮城県立古川支援学校  
 宮城県立船岡支援学校  
 宮城県立山元支援学校  
 宮城県立利府支援学校

別表第三第一号の表宮城県立るつ学校の項中

宮城県立るつ学校

を

宮城県立聴覚支援学校

に改め、同表宮城県立るつ学校小牛田校の項中

宮城県立るつ学校小牛田校

を 宮城県立聴覚支援学校小牛田校

に改める。

別表第三第二号の表宮城県立盲学校の項中

宮城県立盲学校

を

宮城県立視覚支援学校

に改め、同表宮城県立るつ学校の項中

宮城県立るつ学校

を

宮城県立聴覚支援学校

に改め、同表宮城県立光明養護学校の項中

宮城県立光明養護学校

を 宮城県立光明支援学校

に改め、同表宮城県立西多賀養護学

校の項中

宮城県立西多賀養護学校

を

宮城県立西多賀支援学校

に改め、同表宮城県立

石巻養護学校の項中

宮城県立石巻養護学校

を

宮城県立石巻支援学校

に改め、同表宮

城県立気仙沼養護学校の項中

宮城県立気仙沼養護学校

を

宮城県立気仙沼支援学校

に

改め、同表宮城県立名取養護学校の項中

宮城県立名取養護学校

を

宮城県立名取支援学校

に改め、同表宮城県立角田養護学校の項中

宮城県立角田養護学校

を

宮城県立角田支援学校

に改め、同表宮城県立迫養護学校の

項中

宮城県立迫養護学校

を

宮城県立迫支援学校

に改め、同表宮城県立金成養護学校

の項中

宮城県立金成養護学校

を

宮城県立金成支援学校

に改め、同表宮城県立古川養

護学校の項中

宮城県立古川養護学校

を

宮城県立古川支援学校

に改め、同表宮城県立

船岡養護学校の項中

宮城県立船岡養護学校

を

宮城県立船岡支援学校

に改め、同表宮

城県立山元養護学校の項中

宮城県立山元養護学校

を

宮城県立山元支援学校

に改め、

同表宮城県立利府養護学校の項中

宮城県立利府養護学校

を

宮城県立利府支援学校

に

改め、同表宮城県立養護学校岩沼高等学園の項中

宮城県立養護学校岩沼高等学園

を

宮城県立支援学校岩沼高等学園

に改め、同表宮城県立養護学校小牛田高等学園の項中

「宮城県立養護学校小牛田高等学園」を「宮城県立支援学校小牛田高等学園」に改める。

別表第三第三号の表宮城県立盲学校の項中 「宮城県立盲学校」を

「宮城県立視覚支援学校」に改め、同表宮城県立ろうつ学校の項中 「宮城県立ろうつ学校」を

「宮城県立聴覚支援学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる学校に在学する幼児、児童及び生徒は、この規則の施行の日において、当該各号に定める学校の相当の幼児、児童及び生徒になるものとする。

- 一 宮城県立盲学校 宮城県立視覚支援学校
- 二 宮城県立ろうつ学校 宮城県立聴覚支援学校
- 三 宮城県立ろうつ学校小牛田校 宮城県立聴覚支援学校小牛田校
- 四 宮城県立光明養護学校 宮城県立光明支援学校
- 五 宮城県立拓桃養護学校 宮城県立拓桃支援学校
- 六 宮城県立西多賀養護学校 宮城県立西多賀支援学校
- 七 宮城県立石巻養護学校 宮城県立石巻支援学校
- 八 宮城県立気仙沼養護学校 宮城県立気仙沼支援学校
- 九 宮城県立名取養護学校 宮城県立名取支援学校
- 十 宮城県立角田養護学校 宮城県立角田支援学校
- 十一 宮城県立角田養護学校白石校 宮城県立角田支援学校白石校
- 十二 宮城県立泊養護学校 宮城県立泊支援学校
- 十三 宮城県立金成養護学校 宮城県立金成支援学校
- 十四 宮城県立古川養護学校 宮城県立古川支援学校
- 十五 宮城県立船岡養護学校 宮城県立船岡支援学校

- 十六 宮城県立山元養護学校 宮城県立山元支援学校
- 十七 宮城県立利根養護学校 宮城県立利根支援学校
- 十八 宮城県立養護学校岩沼電報赤坂園 宮城県立支援学校岩沼電報赤坂園
- 十九 宮城県立養護学校小牛田電報赤坂園 宮城県立支援学校小牛田電報赤坂園

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年1月23日

宮城県公安委員長 藤崎 三郎助

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- (2) 実施期日  
平成21年2月24日（火）から平成21年2月27日（金）までの4日間（2月24日から同月26日まで）の3日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、同月27日は、午前9時30分から午前11時20分までとし、午前11時35分から修了検査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい

<p>う。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 平成21年2月4日(水)から平成21年2月18日(水)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時00分まで)ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面 1通</p> <p>(イ) 前記4-(1)に該当する者 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4-(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p>	<p>(イ) 前記4-(4)に該当する者 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し</p> <p>(イ) 前記4-(5)に該当する者 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)</p>
--	--